

お 知 ら せ

リバウンド防止徹底期間について、令和3年10月31日をもって解除されますが、引き続き感染の拡大防止に、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【11月1日以降の制限緩和について】

- ・ 施設利用確認書兼同意書の記入が不要となります。
- ・ 無料区画（ロビー、幼児体育室、採暖室、ウォータースライダー等）について、感染対策実施の上、利用再開となります。

※今後の感染状況によっては、制限等について変更することがございます。

令和3年11月1日 仙台市